

2020年6月3日

各位

三菱地所株式会社

指名委員会

指名委員長 岡本 毅（社外取締役）

（コード番号：8802 東証第一部）

当社第 121 回定時株主総会における第 2 号議案に関する補足説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、2020年6月26日に開催予定の当社第121回定時株主総会の第2号議案（取締役15名選任の件）に関し、議決権行使助言会社 Institutional Shareholder Services, Inc.（以下、「ISS社」といいます）により、独立性不足を理由に社外取締役候補者である江上節子氏（以下、「江上氏」といいます）の選任に反対推奨がなされました。

つきましては、下記の通り補足説明をさせていただきますので、株主の皆様におかれましては議決権行使のご判断をされる際の参考としていただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. ISS社による江上氏の独立性判断について

ISS社は、当社が東日本旅客鉄道(株)の株式（有価証券報告書の「保有目的が純投資以外の目的である投資株式」）を保有しており、江上氏が過去に東日本旅客鉄道(株)に勤務したことがあることをもって、江上氏には独立性がないと判断しています。

2. 当社からの補足説明

（1） 当社のガバナンスおよび取締役選任の考え方

当社は取締役会の構成において、取締役会全体として、各取締役の経験、専門知識や知見等のバックグラウンドの多様性及び適切なバランスの確保に努めることを「三菱地所コーポレートガバナンス・ガイドライン^{※1}」に定めております。現在、取締役15名中社外取締役が7名（女性取締役は江上氏のみ1名）の構成となりますが、バックグラウンドの多様性とバランスを充たした体制を実現しています。

当社は指名委員会等設置会社であり、取締役候補者の選定は委員全員が社外取締役で構成された指名委員会において、東京証券取引所が定める独立性基準に加えて規定している「社外取締役の独立性基準^{※2}」及び「取締役候補者選任基準^{※3}」に基づき行われます。取締役候補者に求める資質及び能力に加え、専門分野における経験や知見等を活かし、特定の利害関係者の利益に偏らず、株主共同の利益に資するかどうかの観点から客観的で公平公正な判断をなし

得る人格・識見を有した上で、「社外取締役の独立性基準」を充たす者から選任を行っています。

(2) 江上氏の独立性について

江上氏は1983年に(株)日本リクルートセンター（現(株)リクルートホールディングス）に入社し雑誌「とらばーゆ」の編集長を務め、その後産能大学オープンカレッジの校長などを務めた後、東日本旅客鉄道(株)に2001年から2005年まで勤務され、その後2009年まで非常勤として顧問を受嘱されました。2005年に東日本旅客鉄道(株)を退社した後は早稲田大学客員教授、武蔵大学教授として研究・教育分野で活動をされてきました。このように江上氏の多岐にわたるキャリアの一時期中において、東日本旅客鉄道(株)での勤務経験があるに過ぎず、退社後15年（顧問退任後11年）が経過していることも踏まえると、関係性・帰属意識が継続しているとは考えられません。

ISS社は江上氏が過去に東日本旅客鉄道(株)に勤務したことがある事実のみをもって独立性を欠くと判断しているものと考えられます。2014年の会社法改正で、自社に勤務した者であっても10年経過後は社外要件を復活させる変更が行われている状況等を踏まえると、このようなISS社の判断運営は、クーリングオフの観点を欠き、形式的かつ一面的なものであると言わざるを得ません。当社指名委員会としては、江上氏は社外取締役の独立性基準を満たしており、独立性は十分に確保されているものと考えます。

(3) 江上氏の資質・能力について

江上氏は2015年6月に社外取締役に就任し、当社が2016年6月に指名委員会等設置会社に移行してからは、指名委員会及び報酬委員会の委員を務めています。

江上氏は企業戦略、マーケティング戦略、人材育成等における優れた知見と識見を有している方で、常に活発な意見・提言をいただき、また客観的な立場で質問することによりチェック・牽制機能を果たしていただいています。また、当社唯一の女性取締役として、女性ならではの角度からの意見を加えていただいております。取締役会および委員会の議論の活性化、深化に貢献していただいております。

いくつか具体的な事例を紹介しますと、女性活躍社会に向けた、働きやすい環境の整備やリーダー教育の重要性等に関するご意見をいただいております。また、新型コロナウイルス感染拡大後の社会構造の変化に対応して当社の社会価値向上の実現を模索することの重要性を提起するなど、貴重なご意見をいただいております。

以上の通り、当社指名委員会としては、江上氏は独立性及び「取締役候補者選任基準」を満たしており当社社外取締役として適任であると判断しております。

※1、※2（P7）、※3（P6）

<https://www.mec.co.jp/j/investor/governance/materials/pdf/guidelines.pdf>

以上